

## 第 2 章 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

### 第 1 節 動物をとりまく社会背景の変化

ペットを単なる愛玩目的の存在ではなく、生涯の伴侶として人びとの暮らしに癒しと潤いを与えてくれる家族のような存在として位置づける人が増えてきました。

その一方で、流行を追い求めるかのように時の話題となった特定の動物種に人気が集出し、一過性のブームとして動物たちが扱われているという現実もあります。

また、人びとの価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、犬やねこのような身近な動物以外にも様々な動物がペットとして飼われるようになり、今まであまりなじみのなかった動物たちも海外から輸入されるようになりました。

好みの動物種や向き合う姿勢こそ様々ですが、動物と生活を共にする人の数は、確実に増加する傾向にあると言えます。

こうしたペット飼育人口の増加に後押しされ、ペット業界に参入する事業者も増えていきます。これまでにないペットブームの幕開けとともに、動物に関する様々な問題も発生するようになりまし

た。飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為や依然として後を絶たないペットの遺棄はもとより、動物を故意に傷つける虐待事件、ペット業者の経営破綻による多数の動物遺棄事件、さらに、捨てられた外来生物による日本固有の生態系の変化などがその例です。

こうした背景を踏まえ、平成 17 年に動物取扱業の登録制など新たな規定を盛り込んだ、動物愛護管理法の改正が行われました。

今後、私たちとペットの関係は、ますます密接なものになっていくでしょう。

しかし、同時に一定の節度をもって動物と接し、社会生活の構成員として必要なルールを守っていくことも求められます。

『飼い主としての責任を持って飼う』、どんなに社会が変化してもこの原則が変わることはありません。



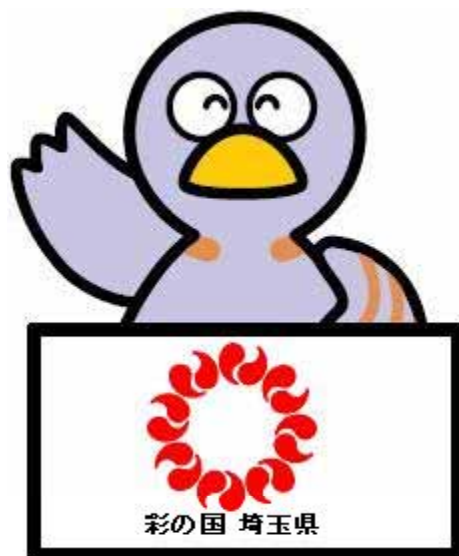
## 第2節 埼玉県現状

本県の人口は、平成14年に700万人を超え、平成17年の国勢調査では、全国で5番目に人口の多い県となっています。

一般にペットの飼育割合も人口に比例すると考えられます。例えば、本県における狂犬病予防法に基づいた犬の登録数は、全国第4位（平成17年度）ですが、このことから、ねこやその他の動物についても、本県が全国有数の保有県であると推測されます。

また、県民の平均年齢も全国で4番目に若く（平成17年国勢調査）、核家族世帯が多いことも本県の特徴です。急速な地域開発による都市型生活環境の拡大と相まって、近隣とのつながりの希薄化が予測され、動物に関するトラブルを巡って当事者間の対立が深刻化することも懸念されます。

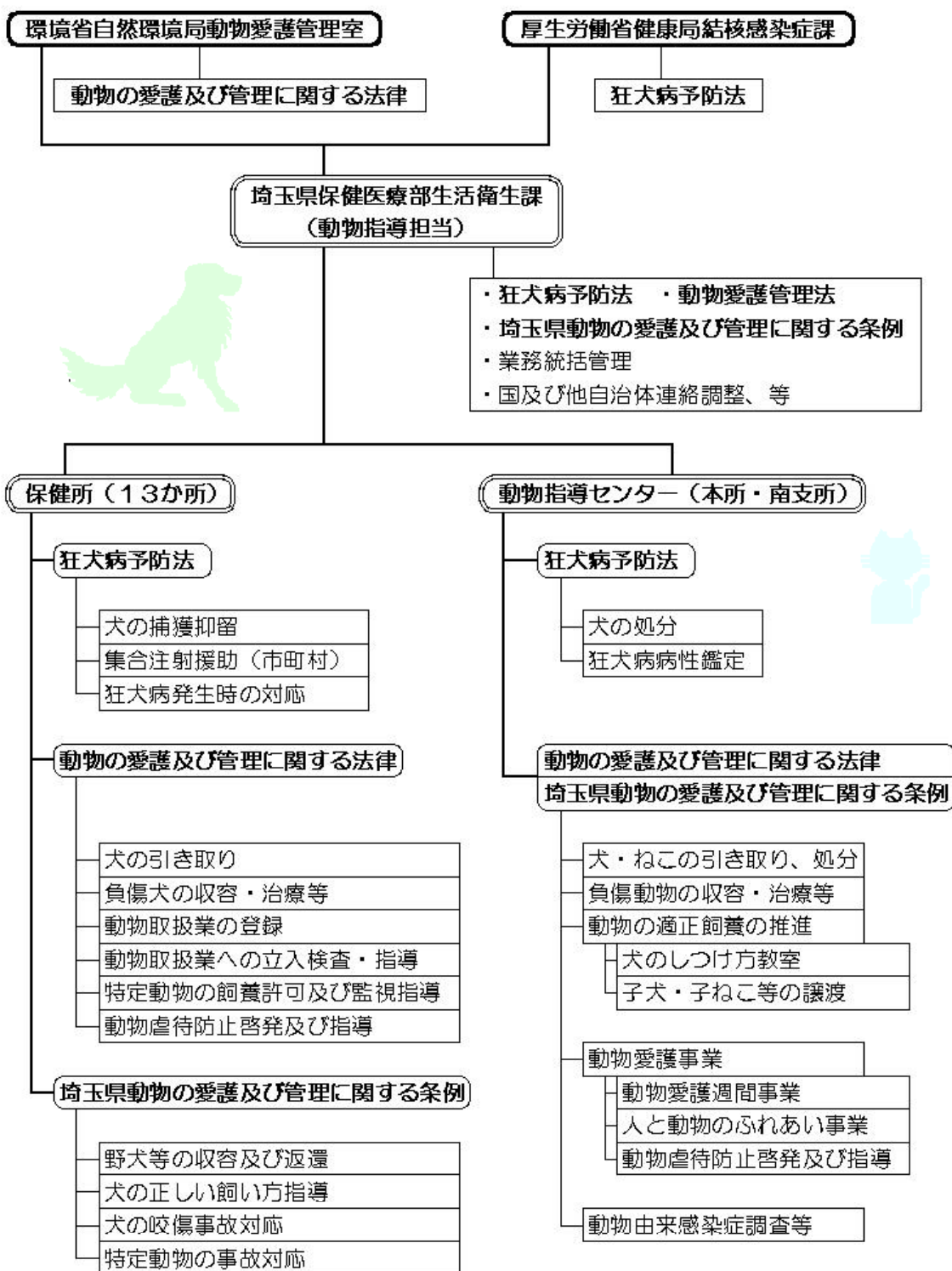
さらに、大規模災害の発生時には都市部を中心とした多くの被災者とともに、被災するペットも多数発生することが予想されます。



### 第3節 埼玉県の動物愛護管理行政

#### 埼玉県の動物行政

\*平成19年度末現在

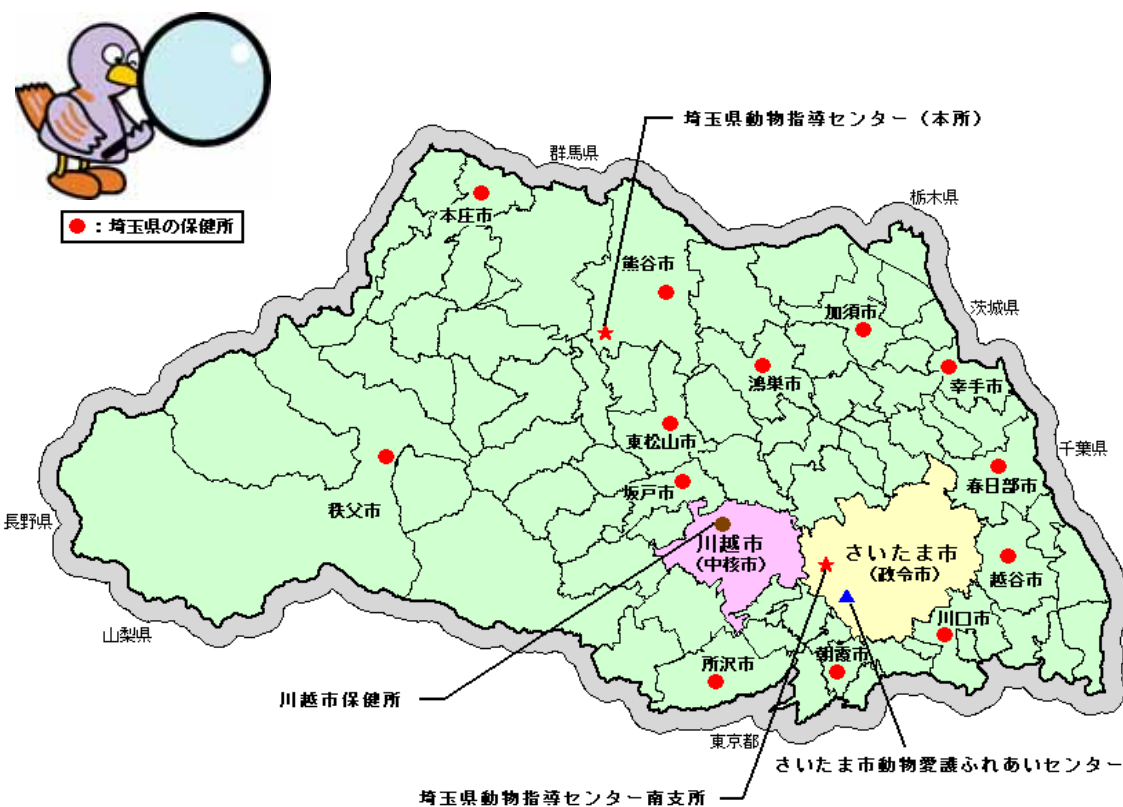


\*さいたま市（動物愛護ふれあいセンター）・川越市（保健所）については、法令に基づく自治事務のほか、独自条例（さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例）や特例条例による埼玉県からの事務移譲（川越市のみ）により、各々独自に動物愛護管理行政を行っている。

### 各自治体の事務区分

根拠 法令	業務内容	埼玉県		さいたま市 (政令市)		川越市 (中核市)	その他 市町村	
		各保健所	動物指導 センター	動物愛護 ふれあい センター	各区役所	保健所		
動物 愛 護 管 理 法	動物愛護・適正管理の普及啓発							
	動物取扱業登録事務							
	特定動物飼養等許可事務							
	犬・ねこの引取り事務	犬						
		ねこ						
	負傷動物の収容事務	犬						
ねこ等								
狂 犬 病 予 防 法	犬の登録事務							
	犬の狂犬病予防注射事務							
	登録・予防注射の普及啓発							
	犬の捕獲（抑留）事務							
	捕獲（抑留）犬の公示							

：県から権限移譲



## 第4節 主要課題

本計画において積極的な施策の推進が求められる動物の愛護及び管理に関する主な課題は、次のとおりです。

### (1) 適正飼養の推進

動物の鳴き声、糞尿等による周辺への迷惑行為をはじめ、無計画な繁殖行為がもたらす動物の遺棄や多頭飼育などの問題を是正するため、飼い主の適正な飼養管理を推進する必要があります。

### (2) 致死処分数の削減

県に収容され致死処分される動物の数を大幅に削減していくことが必要です。

特に、収容数が年々減少している犬とは逆に、近年増加傾向にあるねこの致死処分数について、早急な対応が求められています。

### (3) 動物取扱業の適正化

動物愛護管理法の改正により、ペットショップなどの動物取扱業を営むには知事（さいたま市、川越市は、各市長）の登録を受けることが義務付けられました。

本登録制度の着実な運用により、県内の動物取扱業者の資質の向上を図ることはもとより、ペットショップ等の利用者に対しても事業者には標識等の掲示や販売時における事前説明の実施などが義務付けられたことの周知を図っていく必要があります。

#### ( 4 ) 地域活動の推進

動物が介在する問題には、地域社会に密着したものも多く、そのような問題の解決には、地域の実情に応じた取り組みが重要となります。特に、飼い主の社会的責任の自覚や地域住民の理解を促していく上で、ボランティアや関係団体の協力は、不可欠であることから、こうした人材の育成やネットワークの構築が求められています。

#### ( 5 ) 県民と動物の安全確保

室内飼養されるペットが増え、動物と親密にふれあう機会が増えたことにより感染リスクも増加している「人と動物の共通感染症（動物由来感染症、人獣共通感染症）」について、感染防止対策の推進が求められます。

また、野犬等の収容や動物愛護管理法により知事（さいたま市、川越市は、各市長）の飼養許可を受けなければならない特定動物（人の生命、財産等に害を加えるおそれがある動物）の飼養施設への監視及び指導の徹底が求められます。

さらに、大規模災害が発生した場合における被災したペットの救護体制等についても整備する必要があります。